（２）景観形成基準の解説

ここでは、主な景観形成基準について解説を行っています。

なお、「（１）建築物・工作物の景観形成方針及び基準一覧」において区域ごとの景観形成基準を掲載していますので、あわせて確認しましょう。

【建築物の基準】

配置に係わる基準

【基本届出区域における壁面後退等の基準】

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。

壁面後退部分や敷地境界付近に高木等の緑地を配置することで建築物を遮蔽するとともに、中高層部を後退するなど、建築物の圧迫感を低減させ空を広く見せるよう努めましょう。

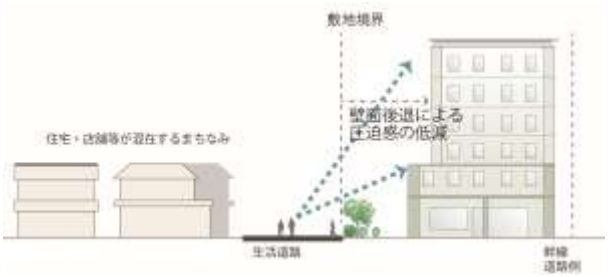

景観コラム　敷き際空間の役割とまちなみの演出

まちの景観を考えるとき、単体の建築物や群としての街並みに関心がいくことが多いといえます。つまり、建築物の配置、ボリューム感、ファサードのデザイン、建築群のまとまりや相互の関係性などです。しかし、じつはこうした建築物だけで、まちの景観がつくられているわけではありません。まちの景観というのは、主に道路などの公共空間を主たる視点場とし、道路の周囲にある敷地とそこに建つ建築物などを視対象としています。この点がまちの景観と、部屋の中などの私有空間内の景観と決定的に異なる点です。つまり、所有者や管理者が異なるものが一体となってまちの景観が作られているのです。道路は行政が管理し、建築物は民間が管理することが多いですが、これら、所有や管理の枠を超えて一体としての景観を良くすることがまちの景観を良くするうえで重要となります。

そのため、こうした所有や管理の境界に生まれる敷際のデザインを考えることが重要となります。例えば、道路と敷地の境界あるいは、隣接する敷地同士で舗装の色や材質が全く異なってしまうと、その印象はチクハグとなってしまい、全体としての景観の質の向上は難しくなります。また、最近は総合設計制度による公開空地など、民有地内であっても、人の往来や滞留を想定した空地が確保されることも多くなっており、まちにより多くの「敷際」が生まれています。まずは、周囲にどのような敷際があって、そこはどのような設えとなっているかを確認し、色彩、材料などに加え、植栽やフラワーポットなどのアイテムも考慮したうえで、魅力的な敷際の使われ方や演出まで考えると、まちの景観の魅力はより高まっていくでしょう。

【第７期_(H24_)】大阪市都市景観委員(都市計画)　嘉名　光市(大阪市立大学大学院　工学研究科　教授)

【重点届出区域における壁面後退等の基準】

１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）２ｍ以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）２ｍ以上後退し、その部分は歩行者空間とする。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）１ｍ以上（敷地面積が 500 ㎡を超えるものは２ｍ以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）２ｍ以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中
なにわ筋～
四つ橋筋区間

大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。
ただし、これにより難い場合は、
１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中
▲四つ橋筋～
谷町筋区間（北側）

１階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中
▲四つ橋筋～
谷町筋区間（南側）

当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）２ｍ以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

重点届出区域においては、それぞれの景観特性や街路と敷地の関係を踏まえ、「歩行者空間」「緑化」「水辺の見通し」を確保し、快適な街路景観を創出するため、壁面後退等に関する基準を定めています。次頁以降で、それぞれの趣旨について説明しているので確認しましょう。
なお、壁面後退等については、快適な街路景観を創出するため、本基準を満たすとともに、隣接する建築物の外壁面と整えるよう配慮しましょう。

壁面後退のイメージ

御堂筋地区

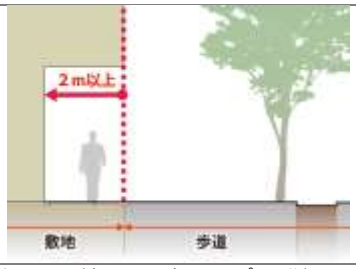

堺筋地区

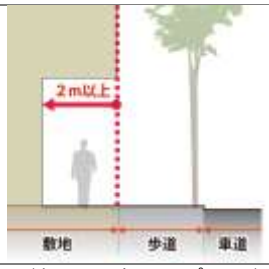

四つ橋筋地区（敷地面積 500 ㎡未満）

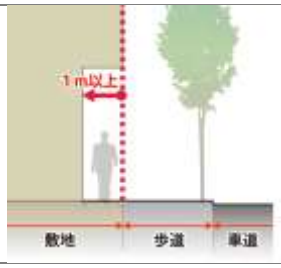

四つ橋筋地区（敷地面積 500 ㎡以上）

なにわ筋地区、
土佐堀通地区（なにわ筋～四つ橋筋区間）

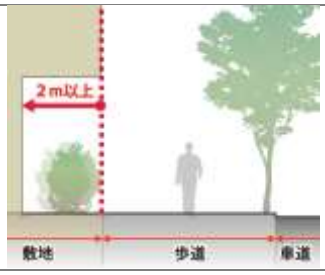

土佐堀通地区（四つ橋筋～谷町筋区間（南側））

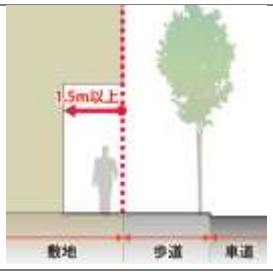

土佐堀通地区（四つ橋筋～谷町筋区間（北側））

基本

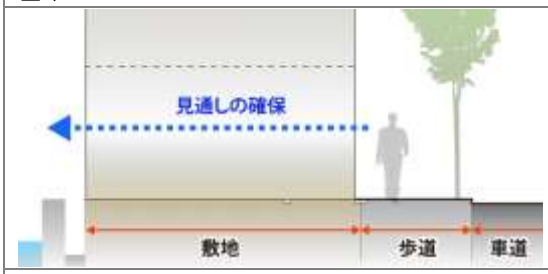

見通しの確保が困難な場合

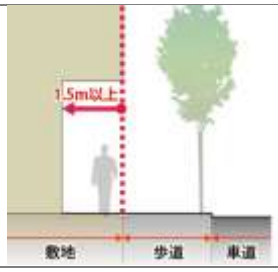

国道２号地区

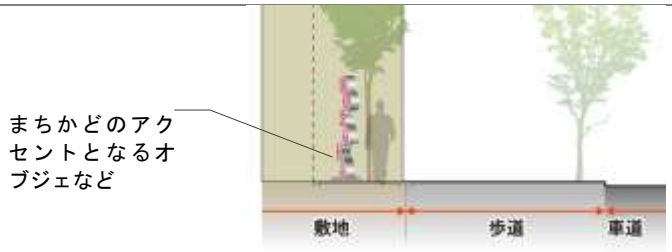

中之島地区

中之島通沿道

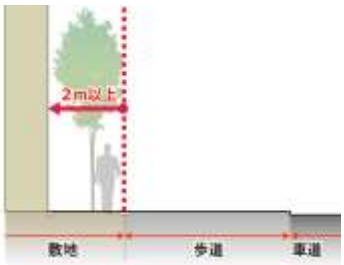

その他の道路沿道

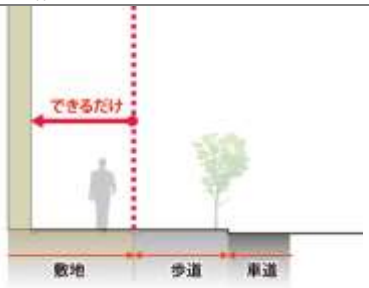

【後退部分のデザインについて】

歩行者空間

快適でゆとりある街路景観を形成するため、原則、接道部分全体において壁面後退を行い、歩道と一体となった歩行者空間を創出しましょう。

また、隣接する敷地の壁面後退箇所とも一体的な空間とすることで、連続した歩行者空間の形成が図れます。そのため、原則として、壁面後退部分には、歩行者動線の妨げになる柱や塀も設けないようにしましょう。

壁面後退部分の舗装材を歩道と調和させ一体的な歩行者空間を創出した例

※壁面後退部分の設え

壁面後退部分において、建築物の構造上かかすことのできない柱や安全安心上必要となる塀等を設ける場合は、歩道との連続性を確保し快適な歩行者空間を創出するよう工夫しましょう。

○ 多様なオープンスペース（御堂筋地区）

御堂筋地区では、開放感とにぎわいのある街路景観を形成するため、人々が歩いて楽しめる多様なオープンスペースを御堂筋沿いに創出しましょう。

ゆとりある歩行者空間やまちなみにうるおいを与える緑地など、個性のあるオープンスペースを計画しましょう。

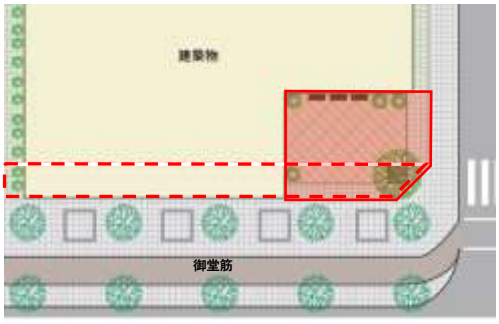

：オープンスペースの面積【B】

：当該街路から壁面後退した面積【A】

※オープンスペースの面積【B】は、当該街路から壁面後退した面積【A】（＝壁面後退距離×間口）と同面積とします。

植栽を設けポケットスペースとした例

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

緑化

豊かなみどりと調和したゆとりある街路景観を形成するため、原則、接道部分全体において壁面後退を行い、その部分の緑化に努めましょう。

緑化にあたっては身近な緑や街路樹との調和や連続性に配慮し、公共空間からの視認性を高めるよう柱や塀等は原則として設けないようにしましょう。

街路樹の豊かなみどりと調和した緑化の例

※壁面後退部分の設え

壁面後退部分において、建築物の構造上かかすことのできない柱や安全安心上必要となる塀等を設ける場合は、壁面後退部分の緑化が歩道等から容易に視認できるよう工夫しましょう。

花や緑は四季折々の品種を配置するなど、年間を通し絶やさないように維持管理しましょう。花や緑の品種や樹種は、参考資料の表を確認しましょう。

また、植栽の適切な維持管理を継続できるよう植栽桝や植え込み等の配置を検討することも大切です。街路樹や周辺の緑も考慮しながら多様な緑化を検討しましょう。

街路樹と樹種や配置を合わせて
緑のトンネルを創出した例

樹種の工夫によりまちなみを演出した例

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

○ 多様なオープンスペースの緑化（なにわ筋、土佐堀通）

なにわ筋地区や土佐堀通（なにわ筋～四つ橋筋区間）では、開放感とうるおいのある街路景観を形成するため、人々が歩いて楽しめる多様なオープンスペースを当該街路沿いに創出しましょう。

まちなみにうるおいを与える緑地など、個性のあるオープンスペースを計画しましょう。

サインを合わせてポケットスペースを緑化した例

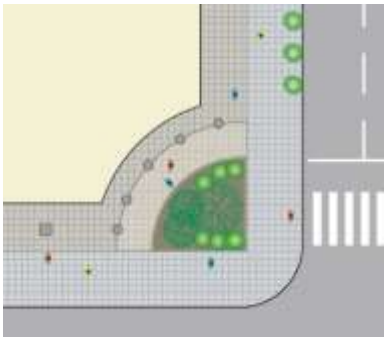

敷地の角に緑地を設ける例

水辺への見通し

土佐堀通地区（御堂筋～谷町筋区間（北側））では、大川（土佐堀川）に近接した立地を活かし、水辺景観と調和した街路景観を形成するため、水辺の気配を感じさせる見通しを確保しましょう。土佐堀通りから大川、中之島への見通しを確保する例として次のような方法を参考にしましょう。

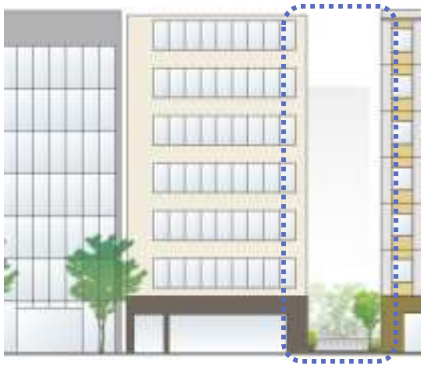

見通し▲

○河川へのアプローチ空間
河川へのアプローチ空間を確保することにより、視線を確保します。

▲ 見通し

○ピロティ
１階部をピロティとすることで、大川、中之島を見通せる空間とします。

※水辺への見通しを確保する方法
建築物の配置による工夫だけでなく、開口の確保による見通しの確保等の「低層部の設え」に関する工夫をあわせて検討しましょう。

P. i-64←
１階部の形態の解説

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難いものは、緩和することができる。

敷地規模や敷地形状による緩和の目安については、次のような場合とします。

・敷地規模が狭小（おおむね 200 ㎡未満）かつ奥行きが小さい（おおむね 20m未満）場合
・敷地形状が不整形（間口が長大で奥行きが浅いなど）の場合

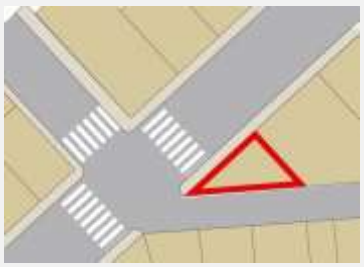

不整形な敷地の例

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中

上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。

壁面後退部分の歩行者空間は、歩行のための十分な空間が確保されている場合には一部を緑地とすることができます。
また、壁面後退部分は、連続的な歩行者空間となるよう歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努めましょう。

十分な歩行者空間を確保した上で緑化した例

歩道や隣接敷地と段差をなくした例

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中
上町台地

接道部に空地を設け、緑化に努める。

上町台地景観配慮ゾーンでは、豊かな緑の特徴を高めるため、接道部の空地では緑化に努めましょう。

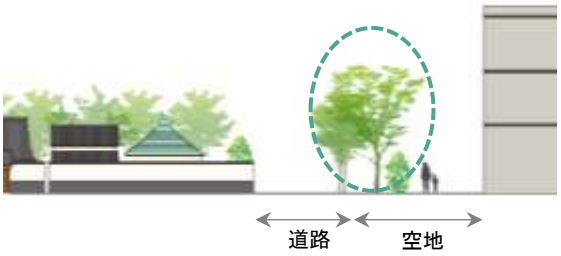

都 海 般
御 堺 四 な
土 国 中
道　路

建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。

道路景観配慮ゾーンでは、快適な街路景観を形成するため、隣接する建築物の連続性、空地は歩行者空間又は緑化によりゆとりやうるおいを創出するよう努めましょう。

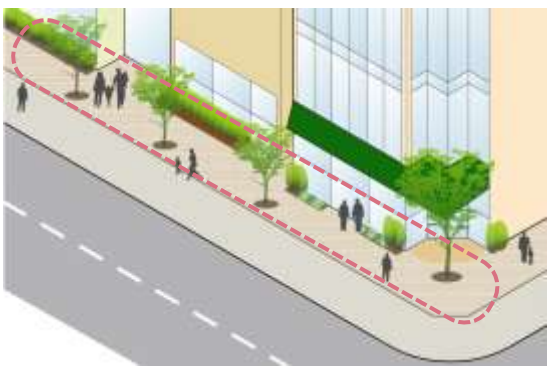

１階部の形態に係わる基準

シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。

１階部に設置するシャッターはまちなみに閉塞感を与えます。
シャッターを設置する場合は、原則として内部が見通せるグリルシャッターを使用しましょう。

建物内が見えるグリルシャッターの例

車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。

車の出入口が通行量の多い街路に面していると歩行者の通行が分断され、沿道のにぎわいを阻害します。
当該街路以外に接道部が無いなど、やむを得ない場合には、出入口の幅は最小限とし、植栽などによりまちなみに配慮しましょう。

１階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。

河川に隣接する敷地の特性をいかし、河川空間との一体感をより演出するため、１階部に水辺の気配を感じさせる開口を設けるなど工夫しましょう。

P. i-62←
配置基準
「水辺への見通し」

ガラス越しに見通しを確保した例

河川側まで通り抜ける空間を確保した例